

第二十四回国会 参議院商工委員会會議録第九号

昭和三十一年三月一日(木曜日)午後二時十三分開会

出席者は左の通り。

委員 三輪 貞治君  
古池 信三君  
高橋 衛君  
小松 正雄君  
河野 謙三君

委員

西川 弥平治君  
白川 一雄君  
深水 六郎君  
阿具根 登君  
海野 三朗君  
上條 愛一君

衆議院議員

永井 勝次郎君

政府委員

通商産業 川野 芳満君  
政務次官  
通商産業大 岩武 照彦君  
臣官房長  
通商産業省 徳永 久次君  
企業局長  
通商産業省 吉岡 千代三君  
通商産業局長  
軽工業局長

事務局側

常任委員 山本 友太郎君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○百貨店法案(内閣送付、予備審査)

○百貨店法案(衆議院送付、予備審査)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) これより本日の会議を開きます。

まず、百貨店法案を議題といたします。内閣提出法案について政府側より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(川野芳満君) このたび提案いたしました百貨店法案について、その提案の理由と法案の概要について御説明申し上げます。

最近、わが国経済は一般的に正常化してきましたが、小売業における販売競争は、ますます激化しつつあります。ことに小売業界において大きな地位を占めております百貨店業者の店舗の新設、拡張、営業時間の延長等による事業活動の拡大の傾向が、より顕著となっており、さらに販売面においては、積極的な販売方法の採用による百貨店業者の競争が、とみに激しさを加えつつあります。このような百貨店業者の競争は、さらに小売業全般の過当競争を誘発するとともに、中小商業の事業活動を圧迫し、わが国商業全般の正常な発達をばむことにもなりかねない状況であります。

このような状況において、中小商業の健全な発達を期するためには、中小商業者の組織化とそのサービスの改善等経営の健全化を促進し、中小商業者自身の実力を涵養することが必要であることは申すまでもありませんが、百貨店業者は、広大な店舗と巨大な資本力とを擁しており、これが非常な偉

力を發揮しているのが実情でありますので、中小商業者は、これと対等な立場で競争をしていくことはなかなか困難な事情にあります。

わが国の特殊事情として、中小商業の維持育成をはかなければならないことは、申し上げるまでもありません。従って、百貨店業者の一般消費者に与える便益は、十分尊重しなければなりません。百貨店業者の事業活動が拡大することを無制限に放置するときは、中小商業の事業活動の機会を確保することが困難になるおそれがあります。以上の理由により取りあえず、百貨店業者の事業活動について所要の調整を加える必要を痛感し、鋭意検討を進めて参つたのであります。このたび成案を得ましたので、ここに本法案を提出し、御審議を仰ぐことといたした次第であります。

本法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、本法案の適用を受けます百貨店業者の定義としては、物品販売業であつて、物品販売業と申すのは、物品加工修理業を含むものであります。これを営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が六大都市におきましては三千平方メートル以上、その他の都市におきましては、千五百平方メートル以上のもの一つ以上を含むものを百貨店業者としております。

第二に、百貨店業者を新規に開業する場合に、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとしております。

これは、百貨店業者の事業活動全体が中小商業に与える影響が大きいので、このようにしたものであります。

第三に、百貨店業者が店舗を新設し、またはその床面積を増加しようとする場合には、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとしております。これは、百貨店業者のこれらの行為がその事業活動を拡大することとなり、中小商業者に悪影響を与える場合が多いからであります。

第四に、これらの許可の申請に対する許可の基準としては、百貨店業者の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、許可をしないものとしております。これは、これらの許可申請にかかわる事項は、すべて地方的なものであり、地方によって事情を異にするので、許可の基準としては、このように一般的な規定の仕方が適當であるとしたからであります。

第五に、通商産業大臣は、許可または不許可の処分をしようとするときは、学識経験者で組織される百貨店審議会の意見をきかなければならないものとす。さらに百貨店審議会がその意見を定めようとするときは、少くとも所在地の商工会議所の意見をきかなければならないものとし、通商産業大臣が最も公正にしてかつ実情に即した処分を行ひ得るようにした次第であります。

第六に、百貨店業者は、毎日政令で定める閉店時刻以後及び毎月政令で定

める日数は、その店舗において顧客に對し営業をしてはならないものとしております。これは、百貨店業者のこれらの行為は、実質的には、店舗の拡張と同様であつて、中小商業者に特に大きな影響を与えるからであります。しかしながら、地方の事情その他特別な事由ある場合においては、百貨店業者は政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、閉店時刻を延長し、または休業日数を短縮して営業できるようにし、実態に即して運営を

する考えであります。

第七に、通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に關する行為について特に必要があると認めるときは、その百貨店業者に對し、必要な勧告をすることができるとす。これは、通商産業大臣は、勧告をしたときは、その内容を公表しなければならぬものとしております。これは、百貨店業者のこれらの営業行為のうちで百貨店業者の事業活動を拡大して中小商業者の事業活動に著しい影響を与え、その結果中小商業の維持育成をはかることが困難になり、商業の健全な発達を阻害することがあるので、このように勧告できるものとして、このように勧告することを義務づけたのは、公表することを義務づけたのは、勧告の内容を公表することによってその実効を確保したものであります。

以上のほか、合併、許可の取り消し、報告の徴収、聴聞、異議の申し立て、罰則に關し、所要の規定を設け、また経過措置といたしましては、この

法律の施行の際現に百貨店業を営んで  
いる者は、許可を受けたものとみなす  
ものとし、さらにこの法律の施行の際  
現に百貨店業の店舗とする目的で、新  
築、増築、または改築の工事を施行し  
ている建築物を使用して百貨店業を営  
もうとする者がこの法律の施行の日か  
ら三週間以内の許可の申請をしたとき  
は、中小商業の事業活動に及ぼす影響  
と、その工事の施行の程度とをあわせ  
考慮して許可するかどうかを決定する  
ものとした次第であります。

この法律案の内容は、おおむね以上  
の通りであります。何とぞ慎重御審  
議の上、御可決せられるようお願い申  
し上げる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) この法案につ  
いては、日本社会党より別途の法案が  
出されております。この際、日本社会  
党の提案代表者より提案理由の説明を  
求めたいと存じます。

○衆議院議員(永井勝次郎君) ただい  
ま議題となりました百貨店法案の提案  
理由を御説明申し上げます。今日、百  
貨店問題は単に大規模小売業者たる百  
貨店対中小規模の小売業者との問題だ  
けではなく、卸売業者メーカー並びに  
広く一般消費者にも関係の深い問題と  
なり、経済的影響のみならず社会的に  
も甚大な関係を持つに至ったのであり  
ます。戦前旧百貨店法が制定された当  
時の百貨店経営は主として高級購買力  
を対象としていたようでありましたが、  
戦後は一般中小企業と同じ広範囲な大  
衆購買力を対象とするようになったの  
であります。

また、売り場面積について見まする  
に、戦前の最高であった昭和十三年の  
百二十五万三千平方メートルに対し、

昨年四月現在では百三十九万三千平方  
メートルに増加いたしました。

さらに引き続き主要百貨店の拡張工  
事は進められており、このままに放置  
すれば、一般中小規模の小売業者に死  
活の影響を与える結果となり、社会的  
問題としても無視できなくなつて参つ  
たのであります。

そこでわが社会党は去る二十二国会  
において百貨店法案を提出し、両院  
の賛同を得て一日も早く百貨店の過度  
な拡張競争と不公正な活動を規制しよ  
うとしたのであります。百貨店の利  
益に重点を置いて考慮する自由、民主  
両党の反対によつて審議未了となつた  
のであります。その後引き続き百貨  
店は新築、増築にますます拍車をか  
け、昨年末の売り場面積は百四十一万平  
方メートルに達し、戦前の最高をさら  
に一一％上回る増加を示すに至つたの  
であります。しかも、拡張工事は昼夜  
兼行、今もなお強行されているのであ  
ります。また百貨店の経営実態を見ま  
すに、小売業者の対象たる大衆購買  
力への割り込み、加ふるに百貨店相互  
間の競争の激化によつて、販路関係に  
おいても、仕入れ関係においても、独  
占禁止法にそむく営業行為がますます  
多くなりつつあるのであります。従い  
ましてこの際公正取引委員会の百貨店  
に対する特殊指定を主体といたしまし  
て、単独立法を制定し、百貨店の営業  
行為の範囲並びに基準を明らかにし  
て、無用な経済秩序の混乱や社会的悪  
影響を防止する必要があるものでありま  
す。

政府はわが社会党の百貨店法案の提  
出に刺激され、かつは世論の圧力に押  
されてやむなく同名の法案を提出する

に至つたのであります。その実質は  
拡張し尽された既存百貨店の利益を確  
保せんとするものであり、流通過程の  
秩序を公正に整えようとするものでは  
ありません。よつてここに再び本法案  
を提出し御審議をわすらわさんとする  
ものであります。

何とぞ慎重御審議の上、早急実現の  
ために御賛成あらんことをお願い申し  
上げる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 両案に対する  
質疑は次回に譲りたいと思ひますが、  
御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないも  
のと認めざるよう決定いたします。

○河野三郎君 ちよつと資料がありま  
したらお願いしたいのですが、百貨店  
が中小企業を圧迫しておるというこの  
事実はよくわかりますけれども、これ  
を何か計数的に説明ができるような材  
料が通産省にございましたら私はいた  
だきたいと思ひます。

なお、百貨店対中小企業の問題は、  
同時にちよつとわれわれがウエイトをか  
けて考えなければならぬのは、一般消  
費者及びぼつ影響だと思ひます。一  
般消費者の百貨店に対する世論調査等  
がありますか。ありましたら、それも  
一つ見せていただきたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 今のお尋ね  
の第一の点につきましては、手元に統計  
資料を用意してありますから、これか  
ら説明的に申し上げます。適宜組み合  
せて御理解のできるように資料をこの  
次までに用意してお出し申し上げます  
が、一般的に消費者全体の希望等を、  
役所といたしまして組織立った形での

公聴会だとか、その他のことは実はい  
たしておけません。ただ、この法案を  
作り出すにつきては、昨年の九月  
当初以来、通産省の中の合理化審議会  
の中に商業部会というものを設けまし  
て、その中には委員とされまして、い  
わゆる学識経験者あるいは消費者代表  
の方も入つていただきました。慎重に  
御審議いただきました。その議論の結  
論に即して実は作つたつもりでござい  
まして、その委員さん方の健全な常識  
と申しますか、というよりなもの線  
に沿つたつもりではあるわけでありま  
すが、いわゆるこのごろはやりの世  
論調査的な、大衆的な、あるいは統計  
的、科学的意味の消費者の声というよ  
うなもの集めてはおりませんでござ  
います。

○河野三郎君 そりしますと、この委  
員会ですか、審議会ですか、この法案  
を提出するまでの準備として各界に  
諮つたというこの委員会の議事録、速  
記録等がございましたら、一つ次回ま  
でに御提出いただきたいと、こり思ひ  
ます。

○海野三郎君 この次まででけつこり  
です。百貨店類似の、つまり地方  
の購買会とか大きな会社はみな持つて  
おるので、そりして地方の業者も  
非常に苦しんでおる現象があるので、  
その調べを一つ、幾つくらいあります  
かね。百貨店と名づけないもので購買  
会というよりなもので大きな会社が  
多い持っています。それを一つお示し  
願ひたい。

○政府委員(徳永久次君) 購買会の問  
題が小売商の問題に非常な影響がござ  
いまして、実は私も先ほど申し上げ  
ました商業部会で目下検討中ござい

ます。お尋ねの資料につきましては、  
商工会議所でそりいう実態を調べた資  
料がございましたので、それで相当詳  
細なものがございまして、この次に  
それを御届申し上げたいと思ひま  
す。

○海野三郎君 どうぞこの次までにお  
願ひ申し上げます。

○委員長(三輪貞治君) 次に、高圧ガ  
ス取締法の一部を改正する法律案を議  
題といたします。前回に引き続き質疑  
を続行いたします。御質問のある方は  
この際御発言を願ひます。

○海野三郎君 この前は少し伺つた  
のですが、どうもはつきりしませんの  
で、この高圧ガスは、相当危険なもの  
でありますから、取締り、つまり販売  
とかそりいう方面はやかしく言いま  
しても、一般の人たちに徹底してな  
い。つまり火薬を売つてつけるような  
のであつて、その事故が起つた際に、  
何とかこの販売する店の方、つまり取  
扱主任者とか、そりいう方面に対して  
の責任を規定したようなものが必要で  
はないのですか、この点について御当  
局のちよつと御説明を伺ひたい。そり  
でないとなつて御説明を伺ひたい。そり  
でなくと御説明を伺ひたい。そり  
がちよつとした不注意からして、非常  
なこの危険な事態を発生しないとも限  
らない。そりいう際には、つまり取扱  
い業者の方の教え方がつまり徹底して  
ないときは、これを使つた方が非常な  
損害をこうむる。けが人の数を見て  
も、プロパンガスの利用者の方に非常  
に数が多い。つまり買つて使う方に損  
害が非常に多いのであつて、こりい  
面に対して、もう少し法律的な処置が

行われなければ、非常に法案が不完全なものだと私は思うのですが、その辺に對する御説明はいかがなものですか。

○政府委員(吉岡千代三君) たいまい御指摘の点は、特に、きわめて最近にプロパンガスの普及によりまして、直接一般消費者が高圧ガスの問題に關係を持つてくるという状態になりましたので、今後特にわれわれとしては注意いたして参らなければならぬ点であると思ひます。それで直接今回の改正法案におきましては、先般御説明いたしましたように、販売面におきまして、取扱責任者の規定を設けて、これに對して行政措置として解任を命ずることができるといふ制度をとつております。なお製造面におきましては、無臭のガスにつきましては、ただいま着臭の措置を進めておるわけでありまして、しかしこの問題は、むしろ今後消費者に對しては、むしろ今後消費者を普及させるか、またこれに對して販売業者、直接消費者に關係を持つ業者の方々に對しまして、消費者にどのようにならなければならないか、その辺を教育と申しますか、指導と申しますか、その点に主として重点を注いで参ることによつて解決が得られるのではないかと思つております。先般申し上げましたように、プロパンガスは、理屈から申しますと、通常の石炭ガスに比較いたしまして特に非常に高度の危険性を持つておるとも考へないわけでございますが、一般の石炭ガスのように、まだ消費者がこれの使用になれておりません關係で、小型の容器等移動し得るような關係がございますので、これらの点につきましては、今後

特に消費者にも注意を徹底させるよう措置いたさなければならぬと考へております。で、お手元に配りましたのはその一例でございますが、家庭の方々に對しまして、使用上の注意をいたさなければならない目的から、關係業界等において作つてあるものでございまして、今後これらの内容とかまた形式等につきましても、一段と工夫研究をこらしまして、御趣旨のような方向に持つて参りたい。これにつきましても、業界におきましても相當の熱意をもつて研究を進めておるわけでございます。これらの機關と連繫をとりまして、今後とも何分の努力はいたして参りたいと、かように考へております。

○海野三朗君 その御熱意のほどは御答弁によつてわかりませんが、事故が起つた際に、つまりみずから進んでガス中毒をやつたというふうな場合はこれは別といたしまして、この使用上、つまり未熟なためと申しますか、ちよつとした注意が足りないことか、けがをするとかあるいは火災を引き起すとか、そういうことがあつた際に、つまりこの取扱業者が初めて使わせた販売店の方、そういう方面には、何らの法的なものはこの間に現われていないのですか、どうなんでしょうか、その辺は。

○政府委員(吉岡千代三君) この法律に直接にはそのような罰則は規定しておりません。それは申すまでもなく一般の刑法その他の罰則法規によりまして、刑法上の故意、過失、その結果、その間の因果關係といふふうなものが認められれば、場合によりまして過失傷害罪、過失傷害致死罪、そういう關係

におきまして、刑法上、刑事上の責任を問われるという事は当然あり得るわけでありまして。

○海野三朗君 そういたしましたすと、つまりこれはその生産業者、それから販売する人たちだけの方についての法案ということになりますね。私はこれを使わせるというときに、その方面の指示が足りないような点があつた際には、その業者の者も相當責任があるやうな注意をすべきですが、そういう点はえなんですか、それだけなんですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申し上げましたように、一般の刑罰法規によりまして処罰される場合が考えられるという事は、先ほどのお答へのとおりでございますが、やはりこの問題は、御指摘のように、特に消費者に對しましては、これに關する知識をいかにして普及させるかという点に、重点を置くべき問題であらうと思ひます。また、販売業者、製造業者に對しましては、直接この法規によりまして、監督権限を持つておるわけでありまして、これにつきましては十分この法規の趣旨を活用いたしまして、厳正にこれを施行して参りたい。しかし、この販売業者等は先般申し上げましたように、相當数も多く、また必ずしも現状におきましては、販売業者自身がこれの取扱ひについての十分の知識を持つておるかどうかという点にも、なお今後努力をいたして参らなければならぬ余地があると思ひます。それらの点をあらゆる機会をとらえまして、講習會を開きますとか、また關係の都道府県等を通じまして、これらの業者に對

する監督につきましても、十全を期して参りたい、かように考へております。

○海野三朗君 私が伺いたいのは、このあれなんです。この前の花火で事件がございまして、この花火が普通規則通りいけばいいのでありますけれども、とんでもないところに損害を与えておる。ああいうのはどんなところに欠点があるのか、それらと類似したやうなことがこの高圧ガスを出す場合に起きはせんかというのを思ひます。この前もどこかで花火を上げるときに専門家がつかつたのだけれども、そうしたらとんでもないところに吹つたわけですね。ああいうふうな危険なことがあつてから、これに注意を身えてやつてもとんでもない爆発が起るといふふうな場合にどういふふうになるのか、そういうところに非常に私懸念を持つておりますがゆゑに、そこをちよつと伺ひたい。

○政府委員(吉岡千代三君) その事故を起したことにつきましては故意、過失なり、また結果との間に刑事上の因果關係が認められるという場合におきましては、当然刑事責任を追及されるということになるのであります。しかし、私ども産業官庁の立場といたしましては、むしろいかにしてそういう事故を起さないようにするかという点に今後努力をいたして参りたい、こゝろいふ考へを持つておる次第でございます。

○政府委員(吉岡千代三君) 現状におきましては同一価格で販売しておるのが実情のようでございます。

○河野三君 この前もちよつと私融れたのですが、プロパンガスというのは供給量が非常にふえる。従つて運賃は加率的に合理化されていく。そうしますと、原価は非常に安くなつてくる。ところが、この販売価格といふものは都市ガスの価格において保障されておるわけでありまして、これが現状だと思ひます。将来ともこのプロパンガスの供給量がふえて原価が非常に下つてきても、今と同じように都市ガスの価格によつてプロパンガスの販売価格は保障されておるといふこの關係は通産省としては放任されておく御方針なんです。それともプロパンガスは積極的に消費の奨励をするという立場から都市ガスの価格とプロパンガスの価格を生産費、コストというものを基準にして分けていくという方針ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 現状におきましては、御指摘のように新しい製品といたしましてはまた消費者の側といたしましては、これによる経済的の負担等を考へまして、都市ガスと比較して有利であると考えられる方がこれを使用されるということであると思ひます。また資源的に考へましても、これは最近の接触分解装置等によりまして、当然発生してくるガスの利用でございますので、その面から申しましては、これを助成して行くことは適當であらうと考へております。將來の問題といたしましては、この普及度が急速に進み、都市ガスと比較いたしまして量的に相當のウェイトを占めて参ると

いことになれば、御指摘のような点につきましても今後検討をいたさなければならぬ状況になることも予想されるわけでございます。現状におきましては、総量といたしましては都市ガスの対して三多程度の量でございますので、今後の普及の状況なり、それが消費者に対してある程度育成的な措置をとって普及させる方が消費者に対し、また国民経済的に利益であるかどうか、また場合によって御趣旨のような規制をする方がいかというような点を考えまして、またこれは都市ガスなり、ひいては石炭コークスというようなものとの関連もあると思っております、それらの点につきましては今後実情によりまして検討いたしたいと、かように考えております。

○河野謙三君 私はこの機会に、ここであえてお答えを求めようとは思いませんけれども、今将来の問題について検討することでありまして、その検討ということとは結局プロパンガスの普及というものが急速に進んでいけば原価は安くなる。従って現状から見れば消費者価格をもっと下げてくるわけですね。また下げるようにして一般大衆の便をはかるということは当然のことだと思っております。そうすると現在のこの都市ガス業者との間に非常に大きなところの、ちょうど百貨店と中小企業のような問題が私は起つてくると思つて、消費者の方の側から見れば、これは安くできるものなら、せいぜい一つ安く売ってもらいたい、そしてガスにかわるべきこころいうふうな近代的熱源というものはもっと使わしてもらいたい。またそれを使わせるのが政治だと思つております。こころいうことにつ

きまして将来、私はこの前も申し上げました都市ガス業者とプロパンガスの問題というものは非常に私は大きな問題だと思つております、これを一つ十分御検討していただいて、別の機会に一つ何らかお示し願いたい、こころ思ひます。

○阿具根登君 少しくどいようになりませんが、作業主任者、あるいは取扱主任者という問題につきまして、この前ずいぶん質問したのですが、どうも私の考えとびつたりきてないようなんです、この考え方は、この主任者の指揮監督によって作業を行うものであると、私はこころ解釈するのです。ところがこれを見ておれば、主任者の資格がなからばその仕事に従事することができない、こころいうふうな考えられるのですが、どちらですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 前回は作業主任者試験という表現につきまして、これは具体的作業主任者と混同のおそれがあるのじゃないかというふうな御趣旨のおねががあつたわけでございますが、実は私どもの、たとえば火薬類取締法等につきましてもさういふような表現を使つております。また、現行法の中にも作業主任者免状という字句も使つておりました、現実の問題といたしましては混同のおそれはないと私も考えておる次第でございます。それで御指摘のように、現実の作業主任者と申しますものは工場ごとに一名その資格を持った者の中から選任をするわけでございます、試験の方はその作業主任者の資格試験である、厳密に申せばさういふように御了解をいただければどうかと思ひます。

○阿具根登君 私もさうだと思つておりますが、さうすれば今までの法案で大体私が政府の説明を聞いたものではその責任者をたえば業者が指名する場合はこれを政府に具申して、さうしてこの許可を得なければならぬといふことで、まあその責任の所在を明らかにしてあつたと思つております、この場合はさういふ手続も何もないようになつておりますが、その職場の責任者といふのはどういふ経路で定めるか、どういふ責任を持たしているか、その点はどうですか。

○政府委員(吉岡千代三君) この作業主任者は、先ほど申し上げましたように、国家試験を経まして、資格を持った者のうちから業者が選任をいたしまして、これを届け出ることになつております。従いましてその資格について条件を満たして、ない場合は、これは法律上の作業主任者としての資格を持たないわけでございます、その際はあらためて資格を持った人を選任するように指示する、こころいうことになつておると思ひます。

それから新たに販売業者の段階に設けました取扱主任者でございますが、この方は現在直ちに国家試験等のことを要求するのは実情に適しないのではないかと。従いまして一定の学歴でありまつか、経年数といふものをこの法律に基きます保安審議会に諮りまして、それによつて資格を定めまして、その資格を持った人のうちから選任をしていただく、こころいうことにおるわけでございます。

○阿具根登君 この前も質問いたしましたように、これは一つの技師といふのですか、こころいう性格のものであると私は思つております。さうした場合に、主任者といふのがたくさんできておる。さうすると、その主任といふのは、いわゆる私はこの国会等で使つた主査とか、さういふ責任の地位にある人だ、こころ考えるわけなんです。さうして、さうした場合に、作業主任者はどこまでの範囲の仕事をするのか、取扱主任者といふのはただ運搬だけの主任者であるのか、作業全般を見て、たとえば化学の主任者、機械の主任者、冷凍の主任者、これはいふと思つております。今度取扱主任者といふことになつてくると、取扱主任者といふのは運搬だけの主任者であつて、さういふものに資格が要るのか、あるいは取扱主任者といふのは非常に格が下つておる。国家試験も何も受ける必要はない。さうすれば化学的なさういふ知識も何もなくていいといふことになれば、ただ運搬するだけのこれは主任者であるのか、過程に入つた内のことではだれが責任を持つのか、さういふ点はどうなつております。

○政府委員(吉岡千代三君) 作業主任者につきましては、現行法の第三十二条に、「作業主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。」それから第二項といたしまして、「高圧ガスの製造に従事する者は、作業主任者がこの法律又はこの法律に基く命令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。」従いまして先ほど御指摘のように、製造に従事する従業員が作業主任者の指揮を受けることになつておるわけでございます。

○政府委員(吉岡千代三君) 現行法におきましては、第二十八条に、製造者は事業所ごとに作業主任者を選任すること、その選任する資格としては、作業

主任者又は事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者を選任し、高圧ガスの取扱又は液化酸素の消費に係る保安について監督を行わなければならない。」といふことになつておるわけでございます。試験はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたように、一定の専門の学識を持つておる、同時に一定年限の経験を持つておる、こころいふことを資格要件といたしまして、その資格者のうちからこれを選任させる、こころいふことになつておるわけでございます。なお、作業主任者が多数あるようになるとは、先ほど申し上げましたように、法律の第三十三条におきまして、作業主任者免状を有する者のうちから作業主任者を選任する。また代理者もその資格者のうちから選任する、こころいふことになつておるわけでございます。作業主任者を持つ者と、現実の作業主任者といふことにつきましては、混同のおそれはないと、かように考えておるわけであり

ます。

○阿具根登君 さうすると作業主任者免状を持つておる者の中から作業主任者を選任する、これはだれが選任して、だれが認めるのであるか、解任だけは、都道府県知事がこれを解任するといふことがはつきりしているようでありまして、その任命権者はだれになつておるのか、どこか出ておるわけですか、私現行法をよく見ておらないけれども。

○政府委員(吉岡千代三君) 現行法におきましては、第二十八条に、製造者は事業所ごとに作業主任者を選任すること、その選任する資格としては、作業

主任者免状を持っている者のうちから  
選任をするということになっておりま  
す。それから解任につきましても、こ  
れは役所が直接解任するということ  
ありませんで、製造業者に対して  
解任を命ずる、こういうことになっ  
ていくわけでございます。

○阿具根登君 任命の場合には業者が  
勝手に、免状を持っている者の中から  
任命してよろしい。解任の場合には、  
都道府県知事がこれを解任させる。こ  
れはおかしいのではないですか。どの  
法律でも任命の場合は必ず都道府県知  
事に届けておいて、そうして任命する  
かわりに、解任をする権限も、ちゃん  
とそこにあるのだということが記され  
ていると思うのですけれども、これ  
は任命は業者が任命し、解任も業者は  
できるであらうけれども、解任の場合  
には都道府県知事が解任してよろしい、  
こういうことになっているようです  
ね。

○政府委員(吉岡千代三君) 選任につ  
きましては、届出でございますが、そ  
れには作業主任者の試験を通過した者  
でなければなりません。その点におきま  
して資格を限定しておるわけござい  
ます。それから解任の場合には、お話  
しの通りに、解任そのものは業者がす  
るわけでございますが、業者に対しま  
して解任を命ずる。こういうことに  
よりまして、不適当な者が作業主任者  
の地位にないようには処置しているわ  
けでございます。

○阿具根登君 そうなんです。それを  
私は今言ったのですが、それがいいか  
悪いかということなんです。選任する  
場合にはその資格のうちからだれを選  
任してもよろしい、選任されている者

は、その資格の中から選任されている  
ということはおわかっていられるので  
す。解任する場合には、業者がやる以外に、  
県知事の方から解任させることができ  
ます。こういうことになっていられる  
のです。そうすれば、選任する場合  
も、業者の方から申請して、そうして  
知事が任命するとか何とかということ  
でなければ、責任の所在が明らかにな  
らぬのではないかと。法的に国家試験を  
受けて、これは主任者だときめてあつ  
た人がたくさんいる。この中から業者  
が勝手にだれか一人をきめていくので  
すね、それは法的じゃないのです。作  
業主任者というのは、これはもう法的  
に国家が認めた機関の中からきめられ  
た人なんです。そうすればそれに作業  
主任者というより以上の監督的な、監  
督の地位にある責任を持たせる場合に  
は、やはりそれは行政官庁の方にその  
任命権はあるのではないかと、そうしな  
ければ、ほんとうの責任の所在とい  
うものが明らかにならないのではない  
かと、こういうふうに思うのですが、  
どうですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 選任まで  
一々認可とか、あるいは直接役所が選  
任するということも、そこまでの必要  
もないのではなからうかと、しかし、一  
方において解任権を持つておるわけ  
でございますので、不適当なものが選任  
せられましても、それは解任される関  
係にある。また基本的に、資格要件と  
して国家試験という制度をとっており  
ます。大体この程度の制度でもって目  
的は達し得るのではなからうかと。お説  
の通りに、さらに強力な規定を設けれ  
ば、これは一そり徹底すると思いま  
すが、しかし、あまり個々のだれ

を選任するかということまで立ち入  
るのもいかがであらうかと。しかし資格  
としては、作業主任者の試験というこ  
とで、一定の資格要件を限定してお  
るわけでございますので、この程度で目  
的は達し得るのではなからうかと、か  
よりに考えておるわけでございます。

○阿具根登君 私が質問しておるの  
は、こういう危険な作業に従事する人  
であるから、国家試験というものを受  
けて作業主任者というものをきめてお  
られるわけなんです。たとえば、砂利  
採取等の場合にはそういう危険な仕事  
はしておられないから、国家試験を受  
ける必要はありません。しかし、これ  
あの当時監督者といわれておった、こ  
れを任命する場合の吉岡局長の説明で  
は、こういうのを政府が任命してお  
なければ、非常に責任度合を感じな  
い、責任度合が薄くなるから、だから  
こういう人を任命するのだということ  
を言っておられるわけなんです。この  
人たちは、そういう国家試験を受けな  
んでいい様な仕事をしているわけなん  
です。片一方は、特に高度な危険の伴  
う作業をしているから、国家試験を  
やっていると、その指、監督という問題  
は、国家試験を通った、通らんと  
問題ではない。砂利採取もその通りで  
すよ。指、監督というものは、部下  
を掌握して、そうして自分たちがきめ  
た法規にさからわないように、違反し  
ないよう、よくやらせるために任命  
するのだと、主任者を任命されて  
いる。この場合はなぜそういうことを  
されるのかと、こういうわけなんです。  
仕事の度合が違ふから、危険が多  
いから、仕事に従事するために試験を

受けさせておられるのです。それは、  
部下の掌握とか、あるいは作業の能率  
化とかそういうことじゃない。作業の  
合理化とか、あるいは部下の掌握と  
か、こういう問題になってくれば、や  
はり任命というものは、他の法案と同  
じように任命権があつてしかるべき  
じゃないか、こういうことを質問して  
おるわけなんです。

○政府委員(吉岡千代三君) 砂利採取  
法におきましては、これは選任はやは  
り事業主がするわけでございます。こ  
れを届出するということになってお  
りまして、この取締法におきまして  
は、御指摘のように、さらに専門の知  
識経験を必要とするわけでございます  
ので、それ以上に国家試験の制度を課  
しておる、こういう関係になってお  
るわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、取扱主任  
者の問題ですが、先般東京で爆発した  
のか、火災になったのかどうか知りま  
せんけれども、死亡者まで出ましたの  
ですが、そういう場合は使用者の責任  
になるのか、これはいろいろその原因  
もあるでしょうが、取扱責任者の責任  
になるのか、あの場合はどういう処置  
をされたか。ごく最近のことだから御  
承知と思いますが、その点について御  
説明願います。

○政府委員(吉岡千代三君) 刑事上の  
責任につきましては、先ほど申し上げ  
ましたように、一般の刑罰法規の原則  
によりまして、場合によつて、過失傷  
害罪とか、そういう刑事責任を問われ  
る、こういう関係になっておるわけ  
でございます。それから現在のところ  
は、行政上直接取扱業者に対して責任  
を追及するという制度になっておりま

せんので、今回特に関係消費者に関係  
を持ちます販売業者の段階におきまし  
て取扱主任者という制度を設け、これに  
一定の資格要件を定めると同時に、  
不適当な場合とは解任を命ずる、こ  
ういふ制度をとつたわけでございます。  
しかし、先ほど来申し上げましたよ  
うに、われわれとしては、現状におい  
てとるべき手段は、やはりそれらの関係  
業者の教育、またこれを通じまして、  
消費者にも高圧ガスの取扱について  
の知識を十分に浸透させる、こういう  
ことに主眼を置いて参りたいと思つて  
おるわけでございますが、しかし、そ  
の取扱主任者が不適当であるという場  
合には、厳正にこの法規を運用いたし  
まして措置をとつていきたい、かよう  
に考えております。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記  
をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて  
下さい。

他に、御発言なければ質疑は尽き  
たものと認めて御異議ございませ  
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと  
認めます。これより討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにして  
お述べを願います。

○阿具根登君 それでは私は本法案に  
賛成はいたしますが、今日まで質問  
の途中で述べましたごとく、本法案成  
立によりまして、手数料が一・五割あ  
るいはそれ以上増加することになりま  
すが、政府が考えておられますこの法  
案提出の理由の一つにされております  
物価の上昇という点を引用して、これ

くらしい手数料の引き上げは可能だといふような考え方につきまして非常に反対をしておるものでございます。こ

ういう考え方でいくならば、おそらくその手数料は数倍あるいは数十倍の大

きな額になって需要者にしわ寄せされる。こういふことがございまして、

政府は行政措置その他をとつてこの価格の上らないように積極的に努力をす

べきだ、さう思うに思います。なおまた、現在都市ガスの問題が非常に叫ばれて

おる今日、非常に危険を感じるこの高圧ガスの家庭に配給される問題につ

きましては、競合する部面が非常に多く、またこれを彼我相利用して需要者

の負担を非常に重くする危険があると思ひますので、こ

ういふ点に特に留意をしていただきたい。かように二つの

条件を申し上げまして賛成をいたすものであります。

【異議なしと呼ぶ者あり】  
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め

ます。これより採決に入ります。高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を問題

に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】  
○委員長(三輪貞治君) 全会一致でござい

ます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例

によりましてこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ござい

せんか。  
【異議なしと呼ぶ者あり】  
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め

ます。よつてさう決定いたしました。報告書には多数意見者の署名を付す

ることになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひ

ます。  
多数意見者署名

古池 信三 高橋 衛  
小松 正雄 河野 謙三  
西川 弥平治 白川 一雄  
深水 六郎 阿具根 登  
海野 三朗 上條 愛一

○委員長(三輪貞治君) ちよつと速記をとめて。  
【速記中止】  
○委員長(三輪貞治君) 速記を始め

て。では次に輸出保険法の一部を改正

する法律案を議題といたします。本案について御質疑のおありの方は御発言を願ひます。……御質疑もないよう

です。……御質疑もないようです。……御質疑もないよう

いたしたいと存じます。本日はこれをもつて散会いたしま

す。午後三時十九分散会  
二月二十九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、繊維工業設備臨時措置法案  
繊維工業設備臨時措置法案  
繊維工業設備臨時措置法案

目次  
第一章 総則(第一条)  
第二章 登録(第二条―第二十三条)

第三章 過剰設備の処理(第二十四条―第三十条)  
第四章 繊維工業設備審議会(第三十一条―第三十八条)  
第五章 雑則(第三十九条―第四十五条)

第六章 罰則(第四十六条―第四十九条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、繊維製品の正

常な輸出の発展に寄与するため、繊維工業設備に関する規制を行うことによつて、繊維工業の合理化を図ることを目的とする。  
第二章 登録  
(登録)  
第二条 精紡機(リング精紡機、

紡機をいう。以下同じ。)は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、糸(別表第一に掲げるものをいう。以下同じ。)の製造の用に供してはならない。ただし、

特殊の構造を有するため糸の製造の能率が著しく高い精紡機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

2 クリップ式織物幅出機、ビン式織物幅出機、クリップ式織物幅出機、乾燥機、ビン式織物幅出乾燥機及び羽二重ロール(以下「織物幅出機」と総称する。)は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、織物(別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。)の精練、漂白、染色又は整理(以下「加工」と総称する。)の用に供してはならない。ただし、特殊の構造を有する

ため織物の加工の能率が著しく高い織物幅出機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。  
(登録の区分)  
第三条 前条の登録は、精紡機にあつては別表第三に掲げる精紡機の区分により、織物幅出機にあつては別表第四に掲げる織物幅出機の区分により行ふものとする。

2 同一の精紡機又は織物幅出機については、前項の規定による登録の区分(以下単に「登録の区分」という。)の二以上について前条の登録を受けることができない。  
第四条 第二条第一項の登録を受けた登録の区分に係るもの以外の糸の製造の用に供してはならない。た

だし、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。  
(織維工業設備台帳)  
第五条 織維工業設備台帳は、通商産業省に備える。

(既存設備による糸の製造又は織物の加工)  
第六条 この法律の施行の時に現に精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している者は、この法律の施行の日から二十日間は、第二条の規定にかかわらず、同条の登録を受けないで、その精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができる。その精紡機又は織物幅出機について次条第一条の登録申請書を提出した場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。  
(既存設備の登録)  
第七条 前条に規定する者は、この法律の施行の時に現に糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受

け、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

し、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。



けようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 精紡機又は織物幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては錘の数、織物幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ(以下「働き長さ」といふ。)

二 登録の区分  
三 氏名又は名称及び住所  
四 精紡機又は織物幅出機の設置の場所

2 前項の登録申請書には、権原に基いて精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添付しなければならない。

3 精紡機又は織物幅出機の所有者以外の者が提出する第一項の登録申請書には、その区分の登録を受けることについて所有者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第八條 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受けるときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

(新規登録を認める数の公告)  
第九條 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、織維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における織維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機の数に基き、登録の区分

ごとにその区分について新たに第二条の登録を受けることができる精紡機又は織物幅出機の数を決め、これを公告しなければならない。

2 前項の数は、次の各号に区別して定めなければならない。  
一 第二条の登録を受けていない精紡機又は織物幅出機  
二 当該登録の区分以外の区分について第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機

3 前項第二号の精紡機又は織物幅出機は、現に登録を受けている登録の区分ごとに区別して定めなければならない。  
4 第一項の数は、精紡機にあつては錘の数の合計、織物幅出機にあつては働き長さの合計をもつて表示しなければならない。

5 第一項の規定による公告においては、次条第一項の仮登録申請書を提出すべき期間として一月以上の期間を定めなければならない。

(仮登録)  
第十條 前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は前条第五項の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録を受けた登録の区分を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその所有者以外の者が

が前項の仮登録申請書を提出する場合に準用する。

第十一條 通商産業大臣は、前条第一項の仮登録申請書を受けるときは、その精紡機又は織物幅出機が第八條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、仮登録をしなければならない。

2 通商産業大臣は、第九条第二項第一号又は第三項の規定による区別ごとに、前項の規定により仮登録をすべき精紡機又は織物幅出機の錘の数又は働き長さの合計がその区別について第九条第一項の規定により公告した精紡機又は織物幅出機の錘の数又は働き長さの合計をこえるときは、公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めなければならない。

3 第一項の仮登録は、織維工業設備台帳に前条第一項に規定する事項及び仮登録の年月日を記載することによつて行ふ。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(新規登録)  
第十二條 前条第一項の仮登録を受けて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機について同項の仮登録を受けた者は、その仮登録を受けた精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、前条第四項の規定による通知を受けた日から通商

産業省令で定める期間を経過する時まで、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録番号を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十三條 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受けるときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が第八條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について前項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

(代替登録)  
第十四條 第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機についてその現に登録を受けている区分の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

二 現に登録を受けている精紡機又は織物幅出機の登録番号  
2 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機について同条第二項の規定による登録の抹消前に受けていた区分の登録を受けようとするときは、その届出をした日から通商産業省令で定める期間を経過する時まで、次の事項を記載した登録申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項  
二 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機の登録番号  
三 第二十条第一項の規定による届出をした年月日

3 第一項の登録申請書には、権原に基いて第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添付しなければならない。

4 第二項の登録申請書には、権原に基いて第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができたことを証する書面を添付しなければならない。

5 第七条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

第十五条 通商産業大臣は、前条第一項又は第二項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合していることを認めるときは、登録をしなければならない。

一 従前の精紡機又は織物幅出機の錠の数が若しくはその合計又は働き長さ若しくはその合計の範囲内であること。

二 第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 織物幅出機にあつては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。

2 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

3 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合において、第一項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

第十六条 第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、繊維工業設備台帳に第七条第一項に掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は織物幅出機について定める登録番号を記載することによつて行ふ。

(登録の標識)

第十七条 通商産業大臣は、第十八条、第十三条第一項又は第十五条第一項の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

2 通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機に取り付けてある前項の標識を取りはずさなければならない。

3 第二条の登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出て、新しい標識の取付を受けることができる。

(登録の効力の承継)

第十八条 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受けて、これを糸の製造又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

第十九条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商

産業大臣に届け出なければならない。

2 前条の規定により第二条の登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

(滅失の届出)

第二十条 第二条の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機が滅失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その精紡機又は織物幅出機の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消等)

第二十一条 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機若しくは織物幅出機を糸の製造若しくは織物の加工の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(繊維工業設備台帳の謄本等)

第二十二条 何人も、通商産業大臣に対し、繊維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、登録の手続、繊維工業設備

台帳の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 過剰設備の処理

(共同行為の指示)

第二十四条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、繊維工業設備審議会の見解をきいて、昭和三十五年

度における繊維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の数は中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令により登録を受けた織機の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を

参酌して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないように廃棄、格納その他の方法により処理すべしと精紡、機織物幅出機又は織物の数を定め、精紡機、織物幅出機又は織機を糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供している者に対し、その処理に関する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

2 前項の規定による指示は、精紡機又は織物幅出機にあつては登録の区分ごとに、機織にあつては中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令の別ごとに行ふ。

3 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行ふ。

(共同行為の期間及び内容)

第二十五条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

2 前条第三項の共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがなく、かつ、不当に差別的でないものでなければならない。

(共同行為の指示の変更等)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に依る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第二十四条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。



(公正取引委員会との関係)  
第二十九条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ。

2 通商産業大臣は、第二十六条の規定による処分をしたとき、又は第二十七条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(中小企業安定法の特例)

第三十条 調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行うことができる。

第四章 繊維工業設備審議会

(設置)  
第三十一条 通商産業省に、繊維工業設備審議会を置く。

(権限)  
第三十二条 繊維工業設備審議会(以下「審議会」といふ)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、繊維工業設備に関する重要事項を調査審議する。

(組織)  
第三十三条 審議会は、委員五十人以内で組織する。  
2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び繊維工業

に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)  
第三十五条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)  
第三十六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)  
第三十七条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長が指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることが出来る。

(省令への委任)  
第三十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)  
第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製織機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供して

いる者に対し、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十四条第一項の規定による指示に従い共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)  
第四十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)  
第四十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

納付しなければならない者

一 第七条第一項の登録申請書を提出する者

二 第十条第一項の仮登録申請書を提出する者

イ 第二条の登録を受け

た精紡機又は織物幅出機について登録を受け

る場合

ロ その他の場合

金	織物幅出機
一 錘につき五円	動き長さ十メートル又はその端数につき十円
二 錘につき六千円	一件につき六千円
イ 二 錘につき三千円	に動き長さ十メートル又はその端数につき六千円を加算した額
ロ 一件につき一万円	一件につき一万円
に一錘につき五円を加算した額	に動き長さ十メートル又はその端数につき十円を加算した額

三 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者

四 第十七条第三項の規定により標識の取付を受け

る者

五 第十九条第一項又は第二項の規定により届出をする者

六 織維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者

七 織維工業設備台帳の閲覧を請求する者

一 錘につき三円

一枚につき五百円

一件につき五百円

一枚につき十円

一件一回につき十円

(適用除外)  
第四十二条 この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人には、適用しない。

(異議の申立)  
第四十三条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることが出来る。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第四十四条 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による職問を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十五条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の規定に違反して、登録を受けずに精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者
- 二 第二十一条の規定による命令に違反した者

- 一 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三 第四十八条 第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条第一項の表中  
 織維製品品質表示  
 織維製品品質表示  
 織維工業設備  
 織維工業設備に関する重要事項を調査審議すること。

- 別表第一
- 一 綿糸（組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいう。以下同じ。）
  - 二 特紡綿糸（組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下の二十番手の単糸又はこれより太い単糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいう。以下同じ。）

- 一 一万円以下の罰金に処する。
- 二 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

- 附則
- この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
  - この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。
  - 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

織維製品品質表示  
 織維製品品質表示に関する重要事項を調査審議すること。  
 織維工業設備  
 織維工業設備に関する重要事項を調査審議すること。

- 三 組成繊維中における綿及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、綿の混用率が十パーセント以上のもの（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 特織糸（組成繊維中における綿の混用率が十パーセント以上の糸（前三号、第十号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

- 五 絹紡糸（組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸をいう。以下同じ。）
- 六 スフ混紡絹紡糸（組成繊維中における絹及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

- 七 絹紡糸（組成繊維中におけるブルーレット及び蘭毛羽以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸をいう。以下同じ。）
- 八 スフ混紡絹紡糸（組成繊維中におけるブルーレット、蘭毛羽及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸であつて、ブルーレット又は蘭毛羽の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

- 九 梳毛糸（組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸をいう。以下同じ。）
- 十 梳毛式混紡糸（組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の梳毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

- 十一 紡毛糸（組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の紡毛式の糸をいう。以下同じ。）
- 十二 紡毛式混紡糸（組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の紡毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
- 十三 麻糸（組成繊維中における麻（亜麻、苧麻及び大麻をいう。以下同じ。）以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）
- 十四 麻混紡糸（組成繊維中における麻の混用率が十パーセント以上の糸（第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
- 十五 スフ糸（組成繊維中におけるビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）
- 十六 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸
- 十七 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）
- 十八 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上の糸（前二号に掲げるものを除く。）

- 別表第二
- 一 幅十三センチメートル以上の織物（以下単に「織物」という。）であつて、組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上のもの（第四号に掲げるものを除く。）
  - 二 組成繊維中におけるビスコース繊維の短繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の織物
  - 三 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の織物
  - 四 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が二十パーセント以上の織物（前号に掲げるものを除く。）
  - 五 前四号に掲げるもの以外の織物

- 別表第三
- 一 綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 二 特紡綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 三 特織糸、スフ糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 四 絹紡糸、スフ混紡絹紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 五 絹紡糸、スフ混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

- 十六 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸
- 十七 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）
- 十八 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上の糸（前二号に掲げるものを除く。）

- 十一 紡毛糸（組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の紡毛式の糸をいう。以下同じ。）
- 十二 紡毛式混紡糸（組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の紡毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
- 十三 麻糸（組成繊維中における麻（亜麻、苧麻及び大麻をいう。以下同じ。）以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）
- 十四 麻混紡糸（組成繊維中における麻の混用率が十パーセント以上の糸（第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）
- 十五 スフ糸（組成繊維中におけるビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）
- 十六 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸
- 十七 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）
- 十八 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上の糸（前二号に掲げるものを除く。）

- 六 梳毛糸、梳毛式混紡糸又は別表第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 七 紡毛糸、紡毛式混紡糸、スフ糸又は別表第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 八 麻糸、麻混紡糸又は別表第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 九 スフ糸又は別表第十七号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの
  - 十 別表第十六号から第十八号までに掲げる糸の製造の用に供すべきもの
- 別表第四
- 一 別表第二一号、第二号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの
  - 二 別表第二二号、第四号又は第五号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの
  - 三 別表第二三号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局